

セルフチェックシステム項目案(H29.1.17)

資料3

大項目	中項目=災害時に実施すべき業務	番号	チェック項目=中項目を円滑に実施するために平時より備えるべき事項	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文	
1.災害対応体制の実効性の確保	(1)迅速な初動対応の実現	1	市区町村長不在時の代行者の順位を決めているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.41	2.4.2 職務代行 「首長不在時に首長の職務を代行する者を定めることは、必要不可欠である。」	
		2	市区町村長不在時には代行者が在庁する体制を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.41	2.4.2 職務代行 [代行にあたっての留意点] ・職務代行者が全員不在となることがないように運用方法を定める。	
		3	防災・危機管理担当職員が、市区町村長や担当幹部の所在地・スケジュールを把握しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.39	—	
		4	災害時に防災・危機管理担当職員から、市区町村長や担当幹部に、直接連絡できる体制を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.4 緊急連絡先の整理 「部署ごとに発災時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。」	
		5	執務時間外及び休日の災害発生時に備え、宿日直体制(これに相当する参集体制を含む。)を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.50	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 1)-② 「夜間・休日の発災時の初動に最低限必要な職員を、交替制で宿日直要員として指定」	
		6	職員に災害による危険が及ぶことが想定される場合には、避難を優先することを職員全体にあらかじめ共有されているか。	「防災基本計画」P.44	第2章、第2節、3 地方公共団体の活動体制 「○地方公共団体、発災後…、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、…」	
		7	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を定めているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.54	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 2)-② 「国や都道府県の既存の被害想定にかかわらず、局地的豪雨や豪雪、火災等、被害想定のない事象により、庁舎が使用できなくなる可能性が	
		8	災害時に使用する事務用品等を、事前に確保しているか。	—	—	
		9	住民の安否確認、復旧に不可欠なデータ(住民記録、外国人登録、避難行動要支援者名簿、道路等の復旧に必要な図面、情報通信機器等の復旧に必要な仕様書など)について、定期的にバックアップを行い、同時被災しないように保管しているか。	「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」p.30	第3章第1部 ステップ5 「重要な情報については、最低限の対策としてバックアップを実施し、さらに、そのバックアップが同時に被災しないように対策を考える必要がある。」	
		10	地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に復元が不可能又は相当困難なデータ(税金・水道料金等の収納に関するデータ、国民健康保険・介護保険に関するデータ、許認可に関するデータ、重要な契約・支払のデータなど)について、定期的にバックアップを行い、同時被災しないように保管しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.63	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 7) 「重要な行政データのバックアップ対策」	
		11	災害対応の中核を担う防災・危機管理担当職員に過大な負担が生じないよう、防災・危機管理担当以外の職員にも幅広く災害対応業務を分担させるマニュアルを作成しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.11	1. 災害対応体制の実効性の確保 ●全庁的な水害対応業務の実施体制の確保 「防災担当以外の職員も、特に初動対応時に迅速かつ的確に災害対応できるよう各職員の業務を明確化した職員対応マニュアル等を整備し、…」	
		12	災害対応業務に利用する計画、マニュアル、ガイドライン等について、発災後直ちに活用できるよう、あらかじめ印刷してファイルにまとめているか。	「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」p.30	第3章第1部 ステップ5 「重要な情報については、最低限の対策としてバックアップを実施し、さらに、そのバックアップが同時に被災しないように対策を考える必要がある。」	
		13	大規模な災害時であっても優先して実施すべき「非常時優先業務」(災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等及び業務継続の優先度が高い通常業務)を、あらかじめリストアップしているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.25	2.3 非常時優先業務の整理 「発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。」	
	(2)参集体制による人員の確保	14	災害時における職員の参集基準が、災害事象毎に設定されているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.3 職員の参集体制の確立 「災害の区分ごとに参集基準を定めるとともに、参集対象の課室や職員等を定める。」	
		15	職員の参集基準は、職員の負傷や交通事情の悪化を想定して、設定されているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.3 職員の参集体制の確立 「一方で、自身や家族が被災した場合など自宅待機の要件を設けることも考えられる。また、参集基準が災害の特性に応じたものとなっているか検証して(注)も重要である。」	
	(3)災害対策本部の設置・運営	16	災害対策本部の設置基準が、災害事象毎に設定されているか。	—	—	
		17	災害対策本部会議における報告事項、協議事項を、災害事象毎に事前に決めているか。	—	—	
		18	各班及び関係機関との情報共有・調整を円滑に行うため、災害対策本部用に、平時の執務室から独立した広いスペース(会議室等)を確保しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.12	1. 災害対応体制の実効性の確保 ●独立した災害対策本部事務室の確保 「災害対策本部は平時の執務室とは独立したスペース(会議室等)を確保する」	
	(4)非常用電源及び備蓄の確保	19	災害対策本部の各班の業務が円滑に進むように、あらかじめ災害対策本部の配置図(レイアウト)を決めているか。	—	—	
		20	災害対策本部が設置される庁舎に、非常用電源を設置しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.58	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 4)-② 「非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保」	
		21	非常用電源について、転倒防止等の地震対策を講じているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.58	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 4) 「非常用発電機の耐震化、浸水対策の実施」	
		22	非常用電源について、上階に設置する等の浸水対策を講じているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.58 ※今年度の水害対応を踏まえた項目	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 4) 「非常用発電機の耐震化、浸水対策の実施」	
		23	非常用電源が72時間以上稼働できるように燃料等の備蓄をしているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.58	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 4)-② 「※人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源稼働可能とする措置が望ましい。」	
	2.情報の収集・発信と広報の円滑化	(1)関係機関等との連絡・調整のための通信手段の確保	24	職員用の飲料水、食料、仮設トイレ等を、3日分以上、備蓄しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.65	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 8) 「3日から1週間分の職員用の水・食料等の備蓄」
			25	関係機関からの連絡等の受信や、都道府県への自衛隊の災害派遣要請等の発信を確実に実施できるように、災害時優先電話(固定電話又は携帯電話)、防災行政無線(移動系)、MCA無線、アマチュア無線等の通信手段を、3種類以上確保しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.60	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 5)-② 「複数の手段を準備しておき、災害時に優先して使用する機器を確認し、関係者間で周知」
		(2)情報の収集・分析体制の確保	26	外部に公開することで受信が殺到して利用できなくなる事態を回避するため、非公開の外線番号を有した通信手段を確保しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.11	1. 災害対応体制の実効性の確保 「着信が殺到して発信できなくなる事態を避けるため、外部に公開していない外線番号を有した通信機器を設ける」
			27	発災前後の初動期に多忙を極める情報収集等に対応するため、災害対策本部に、情報収集等を行う班を設けているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.70	2.6 緊急時の対応手順(行動計画)の検討 表2-11 「① 災对本部〇〇班を中心に、(中略)情報を収集」
			28	首長が確実に災害情報を把握し、避難勧告等の発令を実施するため、災害対策本部に、情報の分析を行う班を設けているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.31	【対策の在り方】 「特に、(避難勧告等の)発令に直結する情報及び河川管理者・気象台等からの情報提供(ホットライン等)について、首長が確実に把握できるような防災体制を市町村は構築しなければならない。例えば、(中略)避難勧告等の発令に資する情報の分析を担う組織を専任で設置する等が考えられる。」
			29	関係機関との意思疎通で誤解が生じたり、情報の重要性の判断ができないといった事態を回避するため、情報収集等の担当班に防災担当経験者を充てる等の対策を講じているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.17	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 「情報収集等にあたる職員は、(中略)平時より災害時の知識の蓄積に努める」
			30	通信状況や、人的被害・孤立地区の発生状況等、被害の規模等を把握するため、支所等への聞き取り項目を、あらかじめ設定しているか。	—	—
			31	気象、地震、津波、河川等に関する情報や、住民・関係機関からの問い合わせ・情報等について、情報トリアージ(重要性及び緊急性の順位付け)を実施する体制をとっているか。	「地方都市等における地震対応のガイドライン」p.7	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●各種情報の収集、分析体制の強化 「(略)大量の問合せ等に対して、情報トリアージ(情報の重要性及び緊急性の優先順位付け)を実施する」
		(3)円滑な住民対応	32	住民からの問合せに円滑に対応するため、災害に対応する職員と別にして、窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.20	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●住民からの問合せ窓口の一元化 「問合せ窓口を一元化して本来業務に集中できる環境を作り、窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である」
			33	住民からの問い合わせが各部課に拡散しないよう、一元化した窓口の連絡先等の情報を、HP掲載等を通じて、迅速に広く公表する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.20	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●住民からの問合せ窓口の一元化 「問合せ窓口を一元化して本来業務に集中できる環境を作り、窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である」
	(4)円滑な情報発信・報道機関対応	34	広報・報道対応の責任者を明確に位置づけ、窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化 「災害対策本部に広報責任者を明確に位置づけ、広報・報道対応窓口を一元化する」	
		35	災害対策本部会議の公開・非公開について、公開のメリット・デメリットを踏まえ、事前に方針を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化【参考1】 「本部会議の公開・非公開について、公開のメリット・デメリットを踏まえ、対応を検討しておく」	
		36	報道対応のルール(報道機関用の別室を確保して災害対策本部への立ち入りを制限するか、定期的に記者会見を実施するか、報道機関向けの広報掲示板を設置するか等)について、事前に方針を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化【参考1】 報道対応のルール(例)	

セルフチェックシステム項目案(H29.1.17)

資料3

大項目	中項目=災害時に実施すべき業務	番号	チェック項目=中項目を円滑に実施するために平時より備えるべき事項	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文
3.避難対策	(1)住民への迅速・的確な情報伝達	37	住民への迅速・確実な情報伝達のために、複数の伝達手段を確保しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.59	10.2 避難勧告等の伝達手段 「防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である」
		38	伝達手段を災害時に最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検を実施しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.59	10.2 避難勧告等の伝達手段 「防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である」
		39	伝達手段を災害時に最大限活用できるよう、災害を想定した操作訓練等を実施しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.59	10.2 避難勧告等の伝達手段 「防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である」
		40	災害発生のおそれがある段階から、避難勧告等発令時に、その対象者を明確にして伝達することとしているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.16	10.6 避難勧告等の伝達内容 「伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと(中略)が重要である」
		41	災害発生のおそれがある段階から、避難勧告等発令時に、対象者ごとにとるべき避難行動について、繰り返しわかりやすい言葉で伝達することとしているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.16	10.6 避難勧告等の伝達内容 「伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと(中略)が重要である」
		42	避難勧告発令時に、その対象地区を明確に示しているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.16	10.6 避難勧告等の伝達内容 「伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと(中略)が重要である」
		43	要配慮者利用施設に対し、避難勧告等を伝達する部署を定めているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.16	□ 避難勧告等や洪水予報・土砂災害警戒情報等の要配慮者利用施設への伝達については、避難勧告等の発令を担う防災担当部署の情報や、洪水予報・土砂災害警戒情報を受け取る部署(防災担当部署や土木部)の情報を基に、普段から要配慮者利用施設との間わりがある市町村の担当部署(社会福祉施設であれば福祉部)が行うことが考えられる(都道府県管轄の施設についても、伝達の迅速性の観点から市町村が一元的に行うことが考えられる)。
		44	要配慮者利用施設に対し、伝達の内容・手段及び伝達時期をすべて定めているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.16	□ 避難勧告等や洪水予報・土砂災害警戒情報等の要配慮者利用施設への伝達については、避難勧告等の発令を担う防災担当部署の情報や、洪水予報・土砂災害警戒情報を受け取る部署(防災担当部署や土木部)の情報を基に、普段から要配慮者利用施設との間わりがある市町村の担当部署(社会福祉施設であれば福祉部)が行うことが考えられる(都道府県管轄の施設についても、伝達の迅速性の観点から市町村が一元的に行うことが考えられる)。
	(2)避難行動要支援者への対応	45	避難行動要支援者名簿を平時より避難支援関係者に対して提供しているか。	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」p.20-21	第1部第2 避難行動要支援者名簿の作成等 4 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供 「○ …市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援関係者に提供することが求められること(法49条の11第2項)」等
	(3)避難勧告・指示等の発令	46	災害種別毎に避難勧告等の定量的でわかりやすい発令基準を、あらかじめ策定しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.12	3. 避難勧告等の判断基準の設定の手順 「いずれの災害においても、避難勧告等の発令対象区域は受け取った住民が危機感を持つことができるよう、適切な範囲に絞り込むことが望ましい。」 ※ガイドライン全体で、それぞれの災害の発令基準の考え方が記載されている
47		避難勧告の発令基準が、関係機関等からの助言を受けたものとなっているか。	「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方」p.30	3. 躊躇なく避難勧告を発令するための市町村の体制構築 「災害時は職員の実働能力を大幅に上回る業務が殺到する。このため、地方公共団体は、平時から災害時における優先業務とその優先順位を明確化しておかなければならない。」	
48		策定した避難勧告等の発令基準について、住民等に共有しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.3	1.1 市町村の責務 「住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、市町村や関係機関により提供される情報の具体的な内容のみならず、市町村が発令する避難勧告等がどのような考え方に基づいているかについて、市町村は住民に周知し情報共有を図るとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等への災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。」	
49		各地域において発生が予測される災害について、住民にホームページ等で公表しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.3	1.1 市町村の責務 「住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、市町村や関係機関により提供される情報の具体的な内容のみならず、市町村が発令する避難勧告等がどのような考え方に基づいているかについて、市町村は住民に周知し情報共有を図るとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等への災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。」	
50		「避難勧告」が発令された場合に、避難する住民がとるべき避難行動を理解できるようにするための取組を実施しているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.3	1.1 市町村の責務 「住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、市町村や関係機関により提供される情報の具体的な内容のみならず、市町村が発令する避難勧告等がどのような考え方に基づいているかについて、市町村は住民に周知し情報共有を図るとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等への災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。」	
4.避難所等における生活環境の確保		(1)迅速な避難所運営体制の確立	51	各避難所の運営を支援するための災害対策本部が設置される際に、避難所支援班を設けることとなっているか。	「避難所運営ガイドライン」p.10
	52		高齢者や障害者、妊産婦等の特に配慮が必要な方々を受け入れる福祉避難所を設置できるよう、あらかじめ候補となる施設を選定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.13	1 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目1 災害想定を考慮し避難所を確保する」
	53		避難所の立ち上げ・運営に必要な書類(避難所の被害を確認するチェックシート、避難者名簿、物資の要請票、備蓄物資一覧表等)、あらかじめ作成しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.16	1 運営体制の確立(平時) 3. 初動の具体的な想定 「対策項目2 必要な書式等を作成する」
	54		災害対策本部との連絡体制や、避難者の情報ニーズに対応するため、避難所において無線・衛星携帯電話等の通信設備を確保しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.11	1 運営体制の確立(平時) 1. 避難所運営体制の確立 「対策項目3 災害対策本部と避難所の連絡体制を確立する」
	55		各避難所に、飲料水・非常食・毛布を備蓄しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.14	1 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目5 避難所として確保すべき備蓄を実施する」
	56		各避難所に、携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品を備蓄しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.14	1 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目5 避難所として確保すべき備蓄を実施する」
	57		避難準備・高齢者等避難開始の段階で、主要な指定緊急避難場所を開設し始める体制となっているか。	「避難勧告等マニュアル作成ガイドライン」p.18	3.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方 避難準備情報発令の段階で、主要な指定緊急避難場所を開設し始め、避難勧告発令までに開設し終えることが望ましい。
5.地方公共団体及びボランティア団体等からの応援の受入れ体制の確保	(1)地方公共団体からの応援の受入体制の確保	58	災害対策本部に、応援受入れの総合窓口として、人的支援の申出の受付、担当部署との調整、支援ニーズの把握など、応援を総括する班をあらかじめ設けているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.28	5. 応援の受け入れ体制の確保 ● 応援計画の策定(応援調整組織を設置し対応を一元化) 「応援を総括する組織(応援調整担当)を災害対策本部内に設置し、専任の職員を配置する」
		59	発災時早期から応援を受けることができるよう、近隣市町村と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ● 災害時相互応援協定の締結 「発災早期から応援を受けられるよう近隣市町村と相互応援協定を締結する」
		60	同時的な被災を避ける観点から、遠方の地方公共団体と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ● 災害時相互応援協定の締結 「同時被災を避ける観点から遠方の地方公共団体との協定締結も考慮する」
		61	市区町村のみでは対応できない事態に対応するため、緊急消防援助隊等の消防の応援や、自衛隊の派遣を要請する基準をあらかじめ決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.25	5. 応援の受け入れ体制の確保 「(略)様々な主体からの支援を十分活用できるよう、応援要員の到着時期や支援内容等を事前に把握しておく」
		62	他団体に迅速に支援を要請するため、防災関係機関の連絡先リストをあらかじめ作成しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.4 緊急連絡先の整理 「緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。」
	(2)民間団体からの応援の受入体制の確保	63	食料等の支援を受けるために、民間企業と災害時相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ● 災害時相互応援協定の締結
	(3)ボランティアの受入体制の確保	64	災害ボランティアセンターの運営主体となる市町村社会福祉協議会等との間で、双方の役割分担を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.30	6. ボランティアとの連携・協働 ● ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 「災害VC開設・運営等発災時の対応について、(中略)市町村社協や、都道府県、都道府県社協等と事前に協議するなどの検討を実施する」
		65	市区町村社会福祉協議会、ボランティア団体等と協働して、定期的に、連携訓練、研修、交流会等を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.30	6. ボランティアとの連携・協働 ● ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 「平時から、市町村社協や、ボランティア団体等と協働して、連携訓練や研修、交流会を実施するなど、「顔の見える関係」の構築を図る」

セルフチェックシステム項目案(H29.1.17)

資料3

大項目	中項目=災害時に実施すべき業務	番号	チェック項目=中項目を円滑に実施するために平時より備えるべき事項	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文
6.生活再建支援	(1)被災者台帳の作成等に向けた準備	66	被災者台帳に記載する情報をあらかじめ定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	ステップ I 1-1 「被災者台帳掲載項目を定めているかどうか。」
		67	被災者台帳に記載する情報を収集する部署をあらかじめ把握しているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	ステップ I 1-2 「被災者台帳掲載項目に関する情報(データ)を有している、または、発災後に作成・収集する部署(情報保有部署)は把握しているか。」
		68	被災者台帳の作成を行う部署を定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	ステップ I 1-2 「被災者台帳掲載項目に関する情報(データ)を有している、または、発災後に作成・収集する部署(情報保有部署)は把握しているか。」
		69	情報保有部署に、保有情報を、被災者台帳情報として、必要に応じ庁内に共有することについて、理解を得ているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	ステップ I 1-4 「情報保有部署に被災者台帳の制度の説明は行っているか。また、被災者台帳について、理解を得ているか。」
		70	被災者に対して迅速に生活再建の支援を実施するために、被災者台帳活用を希望している部署をあらかじめ把握しているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	ステップ I 1-6 「市区町村庁舎内に周知後に、被災者台帳情報活用を希望している部署(情報活用部署)を把握しているか。」
		71	発災後に被災者台帳を円滑に作成するために、被災者台帳関係部署による会議を平時より実施しているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	ステップ I 1-8 「被災者台帳関係部署による会議を設置しているか。」
	(2)住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備	72	住家被害認定を速やかに調査できるよう、担当部署を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「担当部署と庁内応援体制の決定」
		73	大規模災害が発生した際には、庁内だけで対応しきれないことも考えられることから、住家被害調査について、他の地方公共団体・民間団体からの応援体制を整備しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「他の地方公共団体・民間団体との協定締結等」
		74	住家被害認定後、速やかに罹災証明書を交付できるよう、担当部署を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「担当部署と庁内応援体制の決定」
		75	大規模災害が発生した際には、庁内だけで対応しきれないことも考えられることから、罹災証明書交付について、他の地方公共団体・民間団体からの応援体制を整備しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「他の地方公共団体・民間団体との協定締結等」
7.災害救助法の適用	(1)応急救助の実施検討	76	避難所や住宅の応急修理に必要な費用等を整理するため、災害救助法の救助項目ごとに発災時の対応を検討しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.38	8. 災害救助法の適用 ●応急救助の実施検討 「市町村は、平時より、都道府県から委任を受けて行う災害救助法の救助項目ごとに、発災時の対応を検討しておく」
8.災害廃棄物対策	(1)災害廃棄物の円滑な処理	77	発災直後から行われる廃棄物の撤去、適正処理等のため、仮置き場の候補地リストを作成しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.41	9. 災害廃棄物対策 ●災害廃棄物処理計画の策定 「発災直後から行われる廃棄物の撤去、被災家屋からの持ち込み廃棄物(片付けごみ)等を適正に処理するため、ある程度の広さの仮置き場を複数箇所選定する」